支払を受ける	第五条第二項	
支払を、特別療養費に係る療養を受けた者については法第百四十九条において準用する法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イの費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百四十五条の規定による特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
支払を受ける	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	（略）

支払を受ける	第五条第二項	
支払を、特別療養費に係る療養を受けた者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百四十五条の規定による特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
支払を受ける	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（新設）	同項第五号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	同項第四号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	法第六十三条第二項第三号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第三号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第四号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	健康保険法第六十三条第二項第四号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	健康保険法第六十三条第二項第五号	
（略）	（略）	（略）
（新設）	第六十三条第二項又は第七十六条第三項	
（略）	（略）	（略）
（新設）	第八十六条第二項又は第百十条第三項	
（略）	（略）	（略）
（新設）	第百四十九条において準用する法第八十六条第二項又は第百十条第三項	
（略）	（略）	（略）
（新設）	健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額	
（略）	（略）	（略）